

2016年（平成28年）6月22日

## 平成20年度仙台市政務調査費控訴審判決を受けてのコメント

仙台市民オブズマン

仙台高等裁判所第3民事部（中山顕裕裁判長）の判決は、仙台市長に対して、計21,264,653円の返還を請求するよう命じた原判決を変更し、計18,092,894円の返還を請求するよう命じた。

仙台市民オブズマンは、約2889万円の違法支出を指摘し、その約64%に当たる額が違法であったと認めている。総論部分については、原判決が維持され、市民感覚を踏まえた評価できる判決といえる。

判決は、会派控室に係る経費について、「会派が行う活動は、調査研究活動のみにとどまるものではなく、…社会の中で活動している団体として一般的に認められるような団体としての会派を維持、運営していくための付随的な業務」も当然に存在するとして、会派控室が専ら会派による調査研究活動にのみ利用されるとする仙台市及び各会派の主張を退けている。

一方で、原判決で返還を命じた人件費に関し、会派職員雇用費補助について、職員の給与のうちどのような業務に対応する部分の支払に充てができるかについては特段のさだめはないから、これを全額会派の調査研究活動以外の業務に対応する給与の支払に充てることに支障はないとして、政務調査費として支出された全額について2分の1で按分すべきとする原判決から後退している。

また、旅費の定額方式を安易に容認した原判決を維持したことは遺憾である。実費と旅費条例に定める金額との間に差額が生じていることは明らかであり、その点を許容する判断は市民感覚から乖離している。

仙台市及び各会派は、本判決を受け入れ、返還を命じられた政務調査費については、速やかに返還するとともに、政務活動費に関する条例や手引きの改正など制度改正に取りかかり、政務活動費の透明化と適正化に努めるべきである。

以上